

2019年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2019年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における2018年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は480件、契約金額は1041.0億円である。また、競争性のある契約は462件（表1の合計値に対する割合（以下同じ。）は96.3%）、1039.9億円（99.9%）、競争性のない随意契約は18件（3.8%）、1.1億円（0.1%）となっている。

2017年度と比較して、競争性のない随意契約の件数が1件増加したものの、金額は減少している（件数は5.9%の増、金額は31.1%の減）が、その主な要因としては、関西支部事務所の移転に伴う原状回復工事等を実施したことなどにより件数は増えたものの、高額となる情報システムの機能改修がなかったことなどによるものである。

表1 2018年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	2017年度		2018年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(13.1%) 54	(4.0%) 20.4	(13.4%) 64	(0.6%) 6.1	(18.5%) 10	(△70.2%) △14.3
企画競争・公募	(82.8%) 342	(95.7%) 485.9	(82.9%) 398	(99.3%) 1033.8	(16.4%) 56	(112.8%) 547.9
競争性のある契約（小計）	(95.9%) 396	(99.7%) 506.4	(96.3%) 462	(99.9%) 1039.9	(16.7%) 66	(105.4%) 533.6
競争性のない随意契約	(4.1%) 17	(0.3%) 1.6	(3.8%) 18	(0.1%) 1.1	(5.9%) 1	(△31.1%) △0.5
合計	(100%) 413	(100%) 508.0	(100%) 480	(100%) 1041.0	(16.2%) 67	(104.9%) 533.0

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、2018年度の対2017年度伸率である。

- (2) 機構における2018年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は66件（表2の合計値に対する割合（以下同じ。）は14.3%）、契約金額は279.4億円（26.9%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに増加している（件数は10.0%の増、金額は166.1%の増）が、主な要因としては、研究開発に関連する契約のうち、研究開発事業における一者応募による契約件数及び契約金額が増加したものである。その内容としては、10億円を超える応募が増え、更には、そのうち1件が100億円を超えていることなど

によるものである。また、一者応募となった要因としては、特定分野における専門的かつ先端的な事業であるためにその実施に必要な技術や設備、調査能力等を有する者が限定されていることや、国内主要企業による連名や共同企業体での提案など競合他者がほとんどいないことによるものであり、一者応募となることはある程度やむを得ないものと思料する。

表 2 2018 年度の機構の二者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		2017 年度		2018 年度		比較増△減	
2 者以上	件数	336	(84.9%)	396	(85.7%)	60	(17.9%)
	金額	401.4	(79.3%)	760.5	(73.1%)	359.2	(89.5%)
1 者以下	件数	60	(15.2%)	66	(14.3%)	6	(10.0%)
	金額	105.0	(20.7%)	279.4	(26.9%)	174.4	(166.1%)
合 計	件数	396	(100.0%)	462	(100.0%)	66	(16.7%)
	金額	506.4	(100.0%)	1039.9	(100.0%)	533.6	(105.4%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、2018 年度の対 2017 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果について、契約の相手方や金額等を、少額のものや秘匿すべきものを除き引き続き公表し、透明性の向上を図る。特に二者応札・応募については、これまでに取り組んできた仕様書の具体性の確保、参加要件の緩和、公告期間の見直し、情報提供の充実等を通じて、引き続き競争性の確保に努める。

具体的には、物品調達等の契約については、競争性のない随意契約を原則廃止し、競争入札の厳格な適用により透明性、公平性を確保するとともに、国に準じた随意契約によることができる限度額基準の厳格な運用を継続する。そして、競争参加者増加のための取組として、入札予定の事前公表を引き続き行うこととする。

また、研究開発事業等の委託契約については、選定手続の透明性、公平性を十分に確保しつつ、企画競争の方法により効率的な運用を行う。特に二者応募の大半を占める研究開発事業については、上記 1. に記載のとおり、二者応募となるケースがある程度やむを得ない面があるが、そのような場合であっても公募期間の延長等により改善に取り組む。

なお、入札、契約の適正な実施がなされているかどうかについて、引き続き、監事等による監査及び契約監視委員会による点検を受ける。【評価指標：公募（入札）案件に対する二者応募（応札）件数の割合】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約（契約事務の取扱に関する機構達（平成 15 年機構達第 7 号）第 31 条第 1 項第 1 号に掲げるものを除く。）を締結することとなる案件については、事前に機構に設置されている契約・助成審査委員会（委員長 総務担当理事）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手段の実施の可否の観点から点検を受ける。【評価指標：上記契約・助成審査委員会による点検対象件数に対する点検実績】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

機構内では、契約・検査担当主幹会議及び検査統括室会議を年間 30 回程度開催し、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不正等情報の共有やその対応などの周知徹底を図る。

また、事業者による不正事案の再発防止のため、外部向けの研修として全国主要地域において、公的資金の適正な執行を周知する事業者向け説明会（検査研修）を年複数回開催する。

【評価指標：契約・検査担当主幹会議及び検査統括室会議の開催回数実績、外部向け説明会（検査研修）の参加人数実績】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理部、リスク管理統括部及び監査室の担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会（以下「検討会」という。）により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	経理部、リスク管理統括部及び監査室の担当理事
副総括責任者	監査室長
メンバー	経理部長、リスク管理統括部長、契約課長、リスク管理統括部主幹、各部署の契約・検査担当主幹

検討会の事務局を監査室に置く。

経理部及びリスク管理統括部は、計画の推進に係る実務を担い、定期的にその調達改善の取組を実施し、事務局は取組状況・結果の取り纏めを行う。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に従い、新規の随意契約、2 か年度

連続の二者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。
なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。